

江の川河川整備アドバイザー会議 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、江の川河川整備アドバイザー会議（以下、「会議」と称する。

(目的)

第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長が作成した「江の川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、「整備計画」）に基づき実施している各種施策の進捗等に関して意見を述べるものとし、また、整備計画の変更が行われる場合においては、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、意見を述べるものとする。

2. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。

2. 委員は別表で上げる委員で構成する。
3. 委員の任期は原則として委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会議の運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が事前に指名する者が委員長の職務を代行する。

(会議の招集)

第5条 会議は委員長が事務局との調整により、必要とした際に事務局より招集する。

2. 委員の代理出席は原則として認めない。
3. 会議は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

(公開)

第6条 会議は原則公開とするが、結果等の公開方法については会議で定める。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所及び三次河川国道事務所に置く。

2. 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

(雑則)

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会議で諮って定める。

(附則)

この規約は平成30年 2月27日から施行する。

一部改正 令和 2年 2月27日

一部改正 令和 3年11月24日

一部改正 令和 6年 7月22日

(別 表)

江の川河川整備アドバイザー会議

委員名簿

氏 名	職 名	専門分野
いしい まさゆき 石井 将幸	島根大学 学術研究院 准教授	関係水利
いわもと ひろし 岩本 浩史	島根県立大学 地域政策学部 教授	法律
うちだ たつひこ 内田 龍彦	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授	河川
うるしだに こうめい 漆谷 光名	日本鳥類保護連盟 広島県支部 支部長	環境（鳥類）
かわい こういちろう 河合 幸一郎	広島大学名誉教授	環境（魚類） 関係漁業
せき たろう 関 太郎	広島大学 名誉教授	環境（植物）
てらだ てつし 寺田 哲志	島根県立大学総合政策学部 教授	地域計画
なかむら みきお 中村 幹雄	日本シジミ研究所 取締役社長	環境（魚類）
ひろせ のぞむ 広瀬 望	松江工業高等専門学校 教授	河川
ふじわら まさご 藤原 真砂	島根県立大学 名誉教授	経済・事業評価
まつばら かおり 松原 香織	おくだげんそう さ ゆ め 奥田元宋・小由女美術館 館長	文化財
やまさき ぜんゆう 山崎 禅雄	日笠寺住職（元桜江町教育委員長）	民俗学・地理

（敬称略 五十音順）

「江の川河川整備アドバイザー会議」設立趣旨

平成 9 年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、江の川水系においては、平成 19 年 11 月 22 日に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て「江の川水系河川整備基本方針」を策定しました。

これを踏まえて、国土交通省中国地方整備局の管理する区間について、今後概ね 30 年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「江の川水系河川整備計画（国管理区間）」を平成 28 年 2 月に策定しました。

この「河川整備計画」に基づき、実施している事業の進捗状況、流域の社会情勢の変化、地域の意向及び河川整備に関する新たな視点等について、学識者のご意見を聴く場として「江の川河川整備アドバイザー会議」を設立するものです。